

犬山市ふるさと定住促進サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市外在住の子世帯と市内在住の親世帯が同居又は近居するために住宅等をリフォーム、新築等又は取得する場合にその費用の一部を補助することにより、本市の定住人口の増加を図るとともに、バランスのとれた人口構成の実現、空き家発生の抑制、地元建設業の発展及び地域社会の活性化に資することを目的とするため、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、犬山市ふるさと定住促進サポート事業補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

2 犬山市ふるさと定住促進サポート事業補助金は、同居支援補助金と近居支援補助金により構成するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世帯 夫婦（第6条第1項の申請の日（以下「申請日」という。）から1年以内に婚姻する者（以下「婚約者」という。）及び申請日から第12条第1項の報告の日（以下「報告日」という。）までに犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱（令和6年要綱第16号）に基づきパートナーシップに係る証明を受ける者（以下「宣誓者」という。）を含む。）又は親子で構成される世帯をいう。
- (2) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者（婚約者及び宣誓者を含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 親世帯 親を構成員とする世帯をいう。
- (4) 親 子のいずれかの二親等内の直系尊属の者をいう。
- (5) 多子世帯 子に子どもが3人以上あり、かつ、第3子以降の子どもが中学生以下である世帯（申請日において第3子以降となる胎児の母子手帳を所有しており、事業の完了までに当該胎児が出

生し、住民基本台帳に記載される場合を含む。)をいう。

- (6) 居住 現に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていることをいう。ただし、犬山市に転入届を提出するまでの期間は、市外に居住するものとみなす。
- (7) 同居 親世帯と子世帯が同一敷地内に居住することをいう。
- (8) 近居 市内に居住することをいう。
- (9) 同一敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地及びそれに隣接する土地をいう。
- (10) 住宅等 一戸建ての住宅及び共同住宅並びに長屋の住戸をいう。
- (11) リフォーム 住宅等の修繕、模様替え又は機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事をいう。
- (12) 新築等 住宅等を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- (13) 市内業者 市内に事務所を有する法人又は個人の施工業者をいう。
- (14) 取得 住宅等を子又は親が、購入し所有することをいう。
- (15) 計画変更 補助金の交付の決定を受けた事業の内容、補助対象経費その他申請に係る事項を変更することをいう。
- (16) 事業の廃止 補助金の交付決定を受けた事業をとりやめることをいう。
- (17) 事業の中止 補助金の交付決定を受けた事業について、交付決定を受けた日の属する年度に着手を行わないことをいう。
- (18) 事業の完了 次条第2項に規定する対象建物に居住し、リフォームにあつては工事、新築等又は取得にあつては所有権保存登記又は所有権移転登記がそれぞれ完了することをいう。

（交付対象者等）

第3条 同居支援補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす子又は親とし、近居支援補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす子とする。

- (1) 申請日において、親が1年以上継続して市内に居住しているこ

と。

- (2) 申請日において、子世帯（ひとり親であった者との婚姻により当該申請日以前1年未満の期間内に当該ひとり親であった者の属する世帯の構成員となった者及び1歳未満の者を除く。第6条第2項第2号において同じ。）が1年以上継続して市外に居住しているとともに、当該子世帯の世帯主又は配偶者のいずれかが40歳以下であること。
- (3) 親世帯及び子世帯の構成員が、報告日において納期限が到来している市税を完納していること。
- (4) この要綱に基づく補助金の交付をこれまでに受けていないこと。
- (5) 親世帯と子世帯が同居する場合において、親世帯の転居を伴うときは、報告日において、従前の親の住宅等は取り壊し済み、売却済み又は賃貸借契約の解除済みであること。
- (6) 親世帯及び子世帯の構成員の全員が、犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 交付対象となる住宅等（以下「対象建物」という。）は、報告日において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 子世帯が同居するために子又は親のいずれかが市内に所有するもの又は子世帯が近居するために子が市内に所有するもので、第6条第1項の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅等であること。
- (2) 申請者が契約を締結した住宅等であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅等であること。
- (4) この要綱及び犬山市働きて定住促進サポート事業補助金（平成28年要綱第83号）に基づく補助金の交付申請をこれまでに提

出していない住宅等であること。

- 3 交付対象となる事業は、同居支援補助金の場合は、リフォーム（市内の事業者による工事に限る。）、新築等及び取得とし、近居支援補助金の場合は、新築等及び取得とする。

（補助対象経費）

第4条 対象となる経費は、次に掲げる金額から次項に掲げる経費を除いた額とする。

- (1) 対象建物のリフォーム又は新築等に係る建築工事請負契約金額
- (2) 対象建物の取得に係る売買契約金額

2 次に掲げる経費は、補助の対象となる金額から除くものとする。

- (1) 敷地造成、門、塀その他の外構工事費（住宅等のリフォーム、新築等又は取得に付随するものは除く。）
- (2) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等の経費
- (3) 物置、車庫等の工事費（住宅等のリフォーム、新築等又は取得に付随するものは除く。）
- (4) 他の補助金の補助対象事業となっている部分の経費
- (5) その他市長が補助の対象として適当でないと認めるもの

（補助金の交付額）

第5条 同居支援補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1かつ60万円を上限（千円未満はこれを切り捨てた額）とする。

2 近居支援補助金の交付額は、補助対象経費かつ20万円を上限（千円未満はこれを切り捨てた額）とする。

3 報告日において、子世帯が多子世帯に該当するときは、前2項の規定により算出した補助金の交付額に20万円を加算するものとする。

（交付申請）

第6条 同居支援補助金の交付を受けようとする子又は親は、リフォームにあつては工事契約前、新築等又は取得にあつては登記前に、近居支援補助金の交付を受けようとする子は、登記前に、補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 子と親の親子関係を証明できる戸籍全部事項証明書の写し
- (2) 子世帯が、市外に継続して1年以上居住していることを証明できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- (3) 親が、市内に継続して1年以上居住していることを証明できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- (4) 対象建物の補助対象事業費の内訳が分かる書類
- (5) 補助対象に応じた図面等
- (6) 婚約者である誓約書（該当者に限る。）
- (7) 報告日までに宣誓者となることの誓約書（該当者に限る。）
- (8) 調査承諾書（様式第1の2）
- (9) その他市長が必要と認める書類等

3 前項第8号の承諾書には、当該承諾に係る世帯の構成員が署名し、又は記名押印しなければならない。

（交付等の決定）

第7条 市長は、交付申請があったときは、当該申請に係る書類等により次に掲げる事項について審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

- (1) 法令、本市の条例及び規則並びに要綱に違反していないこと。
- (2) 補助金交付の要件を全て満たし、かつ、補助金交付の目的に適合していること。
- (3) 補助対象の経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
- (4) 予算の範囲内であること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前条の規定に基づき審査の結果、予算の範囲を超えている場合は交付決定を保留するが、辞退者発生及び予算の追加などの事由により、予算が確保された場合は速やかに交付を決定する。

（補助金交付の条件等）

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項について、確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
- (2) この要綱及び関係法令を遵守すること。
- (3) 完了実績報告書の提出時において、子世帯の構成員の全員が、同居の場合は親世帯と対象建物に居住、近居の場合は対象建物に居住していること。ただし、婚約者又は市長が承認する場合で一部同居できないときは、この限りでない。
- (4) 交付決定後 3 年間継続して、子世帯が対象建物に居住すること。ただし、市長が承認する場合で居住できないときは、この限りでない。
- (5) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められた条件

2 前項第 3 号及び第 4 号に規定する市長が承認する場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 療養、転勤又は通学のため、転居又は転出が必要となった場合
- (2) その他市長が必要と認める場合
(決定の通知)

第 9 条 市長は、第 7 条第 1 項の規定により補助金の交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第 2）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 第 7 条第 2 項の規定により交付決定を保留したときは、交付決定保留通知書（様式第 3）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（計画変更及び事業の廃止又は中止）

第 10 条 交付決定を受けた者（以下「被決定者」という。）が、やむを得ない事由により、補助対象事業の計画変更及び事業の廃止又は事業の中止（以下「計画変更等」という。）をする場合は、市長に事業計画変更等承認申請書（様式第 4）を提出しなければならない。ただし、内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で交付決定額に変

更を生じない軽微な計画変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請について、その内容を審査し、承認したときは、事業計画変更等承認通知書（様式第5）により被決定者に通知するものとする。

（事業の中止の承認を受けた事業に係る特例措置）

- 第11条 被決定者は、前条の規定により事業の中止の承認を受けた事業（新築等又は取得をした場合に限る。）について、中止の承認を受けた日の属する年度の翌年度に限り、当該事業に係る補助金の交付申請をすることができる。この場合において、第3条第1項第1号及び第2号の規定は適用しない。

- 2 第6条から第9条まで及び前条（事業の中止に係る部分を除く。）の規定は、前項の申請を行う場合について準用する。この場合において、中止の承認を受けた日の属する年度において登記が完了している事業については、当該登記が完了したことについてやむを得ない理由があると市長が認めるものに限り、当該登記前に同項の申請があったものとみなす。

- 3 第1項の申請を行う場合において、第6条第2項に規定する書類等の添付は、前条第2項の事業計画変更等承認通知書の写しをもって代えることができるものとする。

（交付決定が保留された事業に係る特例措置）

- 第11条の2 第7条第2項の規定により交付決定が保留された者は、交付決定が保留された事業（新築等又は取得をした場合に限る。）について、当該保留された日の属する年度の翌年度に限り、当該事業に係る補助金の交付申請をすることができる。この場合において、第3条第1項第1号及び第2号の規定は適用しない。

- 2 前項の申請は、第6条第2項に掲げる書類等又は第9条第2項の交付決定保留通知書の写しを添えて行わなければならない。

- 3 第7条から第10条までの規定は、前項の申請を行う場合について準用する。

（完了実績報告）

第12条 被決定者は、完了実績報告書（様式第6）を交付決定のあった日の属する年度の末日までに提出しなければならない。

2 前項の完了実績報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 各事業に関する契約書、函面、写真、領収書又は請求書の、それぞれの写し
- (2) 子世帯の住民票の写し（同居支援補助金にあつては、親世帯も添付）
- (3) 対象建物についての登記簿の全部事項証明書の写し
- (4) 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅等であることを証明できる書類の写し
- (5) 子世帯の構成員の一部が転入できないときの理由書（第8条第1項第3号に該当する場合に限る。）
- (6) 親世帯の住宅等の取り壊し、売却又は契約解除を証するものの写し（第3条第1項第5号に該当する場合に限る。）
- (7) 第10条第1項ただし書に規定する軽微な計画変更があつた場合は、その内容がわかる書類
- (8) 宣誓者であることを証する書類の写し（被決定者が宣誓者の場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定及び交付）

第13条 市長は、前条の完了実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の補助金の額を確定したときは、額の確定通知書（様式第7）により被決定者に通知するものとする。

3 被決定者は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内に、補助金交付請求書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の提出を受けた日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

5 市長は、第2項の通知後、3年を経過した時点において、子世帯の居住実態を確認するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、被決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前条第3項の請求を行わないとき。
- (3) この要綱、関係規則及び関係法令に違反したとき。
- (4) 前各号に類するもので、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、補助金等変更交付決定通知書により被決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 前条第1項各号の規定により交付決定を取り消された者は、市長が定める期日までに、当該補助金を返還しなければならない。

2 前条及び第1項の規定にかかわらず、交付決定後3年以内に子世帯が対象建物に居住しなくなったときは、申請者は、市長が定める期日までに、当該補助金を返還しなければならない。ただし、市長が特に返還の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(申請義務)

第16条 第8条第2項各号に掲げる事由が生じた場合は、補助金交付状況変更承認願(様式第9)を速やかに市長に提出しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。